

( 検査員 )

工事成績採点の審査項目別運用表

2 ・ I ・ 施工管理	判定(a~e)		該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	全項目該当 a 評価	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	工事記録及び段階確認等が適時・的確になされて、工事内容が明確に確認できる。
	6項目該当 b 評価		<input type="checkbox"/>	見本又は工事記録写真等が整理されている。
	5項目以下 c 評価		<input type="checkbox"/>	工事材料の資料の整理及び確認がなされている。
			<input type="checkbox"/>	品質管理のための対策など、施工に関して適切に行われている。
			<input type="checkbox"/>	施工計画書(変更を含む)が工事着手前(準備期間を除く)に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
			<input type="checkbox"/>	現場の施工体制は、施工計画書に基づいて行われている。
			<input type="checkbox"/>	工事の関係書類及び資料整理がよい。
		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	上記に該当する項目がない(評点:C)
	1項目該当 d 評価	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	施工管理基準の誤認により、「手直し」が必要であった。
	4項目以上該当 e 評価		<input type="checkbox"/>	「手直し」が不十分であった。
			<input type="checkbox"/>	施工管理の説明を求めたが、速やかな回答がなかった。
			<input type="checkbox"/>	契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から指示を行った。
			<input type="checkbox"/>	その他 理由を記入すること。
	1項目以上該当 e 評価	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。
			<input type="checkbox"/>	その他 理由を記入すること。

	a	a'	b	b'	c	d	e
3 ・ I ・ 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	判定(a~e)	<p>[評価対象項目]</p> <input type="checkbox"/> 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している事が確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 ( )					

※1. 「品質」及び「出来ばえ」の評定は、主たる工種を抽出し、「選択」ボタンを押してください。

( 評定対象を抽出してください。)

※2. 「品質」及び「出来ばえ」の評定対象は、最大2工種までとしてください。

		主 たる 工 種	
選択	<input type="checkbox"/>	土工事	(切土工事)
選択	<input type="checkbox"/>	法面工事	(各種吹付工関係)
選択	<input type="checkbox"/>	基礎工事	(杭、基礎構造物、地盤改良等)
選択	<input type="checkbox"/>	砂防構造物工事	
選択	<input type="checkbox"/>	護岸・根固・水制工事	
選択	<input type="checkbox"/>	標識工事	
選択	<input type="checkbox"/>	舗装工事	(路床・路盤工関係)
選択	<input type="checkbox"/>	鋼橋工事	(架設、工場製作関係)
選択	<input type="checkbox"/>	コンクリート橋工事	
選択	<input type="checkbox"/>	植栽工事	
選択	<input type="checkbox"/>	港湾構造物工事	(浚渫・床掘関係)
選択	<input type="checkbox"/>	港湾構造物工事	(本体工)
選択	<input type="checkbox"/>	下水道工事	
選択	<input type="checkbox"/>	維持修繕工事	
選択	<input type="checkbox"/>	管更生工事	
選択	<input type="checkbox"/>		

		主 たる 工 種	
12	選択	<input type="checkbox"/>	土工事 (盛土・築堤等)
34	選択	<input type="checkbox"/>	法面工事 (現場打法枠工関係)
56	選択	<input type="checkbox"/>	コンクリート構造物工事
56	選択	<input type="checkbox"/>	トンネル工事
78	選択	<input type="checkbox"/>	防護柵 (網) 工事
##	選択	<input type="checkbox"/>	区画線工事
##	選択	<input type="checkbox"/>	舗装工事 (各種舗装)
##	選択	<input type="checkbox"/>	塗装工事 (防食塗装工事を含む)
##	選択	<input type="checkbox"/>	地すべり防止工事 (集水井戸工事を含む)
##	選択	<input type="checkbox"/>	公園工事
##	選択	<input type="checkbox"/>	港湾構造物工事 (捨石基礎関係)
##	選択	<input type="checkbox"/>	港湾構造物工事 (付属工関係)
##	選択	<input type="checkbox"/>	水道工事
##	選択	<input type="checkbox"/>	上記以外の工事
	選択	<input type="checkbox"/>	

品質総合判定

【品質総合評点】

$$\frac{\Sigma(\text{品質評点})}{\Sigma(\text{評定対象数})} = \text{---} = \text{---} \text{点}$$

出来ばえ総合判定

【出来ばえ総合評点】

$$\frac{\Sigma(\text{出来ばえ評点})}{\Sigma(\text{評定対象数})} = \text{---} = \text{---} \text{点}$$

- ・総合判定
- a…総合評点≥90 < 90で計算>
- a'…総合評点≥80 < 80で計算>
- b…総合評点≥70 < 70で計算>
- b'…総合評点≥60 < 60で計算>
- c…総合評点≥50 < 50で計算>
- d…総合評点>20 < 30で計算>
- e…総合評点≤20 < 10で計算>

品質考査工種

※ 下記工事の場合は、さらに主たる工種を抽出し、「選択」ボタンを押してください。

法面工事 選択  種子吹付等 選択  コンクリート等

基礎工事 選択  杭関係 選択  地盤改良関係

コンクリート構造物工事 選択  鉄筋 選択  無筋

鋼橋工事 選択  工場製作関係 選択  架設関係

舗装工事 選択  アスファルト舗装 選択  コンクリート舗装 選択  インターロッキング

コンクリート橋工事 選択  PC 選択  RC

港湾構造物工事 選択  杭及び矢板、控工関係 選択  ケーソン据付関係 選択  ブロック据付関係





選択			
「キーワード」			
ボタン操作			
3 ・ II ・ 品質 ・ 上記 以外 の 工事	判定(a~e)	該当	※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は10項目とする。
	全項目該当 a 評価	<input type="checkbox"/>	
	項目該当 a' 評価	<input type="checkbox"/>	
	項目該当 b 評価	<input type="checkbox"/>	
	項目該当 b' 評価	<input type="checkbox"/>	
	項目以下 c 評価	<input type="checkbox"/>	
	特記する考査項目がなく総合的に普通の場合 c 評価	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		
1項目でも該当あれば d 評価	<input type="checkbox"/>	品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。	
	<input type="checkbox"/>	監督員が文書で改善指示を行った。	
	<input type="checkbox"/>	その他 理由を記入すること	
1項目でも該当あれば e 評価	<input type="checkbox"/>	検査員が文書による修補指示を行った。	
	<input type="checkbox"/>	契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	
	<input type="checkbox"/>	その他 理由を記入すること	

3 ・ II ・ 品質 ・ 土工事 ( 切土工事 )	「キーワード」		<p>段切、伐間除根等が施工前に適切に行われている。</p> <p>置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。</p> <p>構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている。</p> <p>法面に有害なクラックや損傷部がない。</p> <p>筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。</p> <p>土羽土の土質が適正である。</p> <p>CBR試験等を行っている。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	6項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	5項目該当 a' 評価		段切、伐間除根等が施工前に適切に行われている。
	4項目該当 b 評価		施工時、雨水及び湧水等による崩壊が起こらない排水対策を実施していることが確認できる。
3項目該当 b' 評価		施工中に適正な切土勾配であるか確認している。	
2項目以下 c 評価		切土法面及びその周囲を調査して法面に影響がないか確認している。	
		法面に有害なクラックや損傷部がない。	
		その他（理由：	
		（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）	
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・土工事（盛土・築堤等）	「キーワード」		<p>段切、伐開除根等が施工前に適切に行われている。</p> <p>置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。</p> <p>構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている。</p> <p>筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。</p> <p>土羽土の土質が適正である。</p> <p>CBR試験等を行っている。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	8項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	7項目該当 a' 評価		一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
	6項目該当 b 評価		施工時、雨水及び湧水等による崩壊が起こらない排水対策を実施していることが確認できる。
5項目該当 b' 評価		法面に有害なクラックや損傷部がないことが確認できる。	
4項目以下 c 評価		施工中に適正な盛土材であるか確認している。	
		法面及びその周囲を調査して法面に影響がないか確認している。	
		盛土築堤体の密度が適正か確認している。	
		構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている(端部も含む)	
		その他（理由：	
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・法面工事（種子吹付等）	「キーワード」		<p>施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>土壌試験を実施し、施工に反映している。</p> <p>ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。</p> <p>吹付厚さが均等である。</p> <p>吹付厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	9項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	8項目該当 a' 評価		事前に十分な現地調査を行い、現地法面の勾配に適した施工を検討していることが確認できる。
	7項目該当 b 評価		施工時、雨水及び湧水等による崩壊が起こらない排水対策を実施していることが確認できる。
6項目該当 b' 評価		施工基面が計画法面の形状に基いて仕上げられているか確認できる。	
5項目以下 c 評価		施工基面の状態が良好であるか確認できる。	
			ネット等の重ね幅が確保されている。
			吹付厚さが均等であることが確認できる。
			使用材料の使用量が適正であることが確認できる。
			使用材料の品質が確認できる。
			その他（理由：
			（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。



3・II・品質・法面工事（コンクリート等）	「キーワード」 施工基面が平滑に仕上げられている。 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 吹付厚さが均等である。	
	判定(a～e)	該当
	[評価対象項目] …原則、全項目対象。	
	11項目以上 a 評価 10項目該当 a' 評価 9項目該当 b 評価 8項目該当 b' 評価 7項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が該当した場合は除く。)	<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>事前に十分な現地調査を行い、現地法面の勾配に適した施工を検討していることが確認できる。</p> <p>施工時、雨水及び湧水等による崩壊が起こらない排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p>供試体が当該現場のものであることが確認できる。</p> <p>供試体の圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしている。</p> <p>事前に十分な現地調査を行い、適確な吹付厚さで施工していることが確認できる。</p> <p>施工基面が計画法面の形状に基いて仕上げられているか確認できる。</p> <p>施工基面の状態が良好であるか確認できる。</p> <p>ネット等の重ね幅が確保されている。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他（理由：</p>
	1項目でも該当あれば d 評価	品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
1項目でも該当あれば e 評価	検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・法面工事（現場打法枠工）	「キーワード」		<p>施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>跳ね返り材料が適切に処理されている。</p> <p>アンカーの施工長さが確認できる。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	12項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	11項目該当 a' 評価		現地法面の勾配に適した施工を検討していることが確認できる。
	10項目該当 b 評価		施工時、雨水及び湧水等による崩壊が起こらない排水対策を実施していることが確認できる。
9項目該当 b' 評価		供試体が当該現場のものであることが確認できる。	
8項目以下 c 評価		施工基面が計画法面の形状に基いて仕上げられているか確認できる。	
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		<p>施工基面の状態が良好であるか確認できる。</p> <p>現場養生が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>層間にはく離がないことが確認できる。</p> <p>枠内に空隙がないことが確認できる。</p> <p>アンカーを設計図書とおりの長さで施工していることが確認できる。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他（理由：</p>
	1項目でも該当あれば d 評価		<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。</p> <p>監督員が文書で改善指示を行った。</p>
	1項目でも該当あれば e 評価		<p>検査員が文書による修補指示を行った。</p> <p>契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>

3 ・ II ・ 品質 ・ 基礎 工事 (杭 関係)	「キーワード」 杭の打止管理方法又は場所打杭の施工管理方法等が整備され、かつ、記録が確認できる。 場所打杭についてトミ管を30メートル内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ライフプレートを組み立てにあたって、偏芯と歪が少なくなるよう配慮されている。 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	9項目以上 a 評価 8項目該当 a' 評価 7項目該当 b 評価 6項目該当 b' 評価 5項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が 該当した場合は除く。)		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。 工事着手前に周辺調査を行って打設方法を計画し、杭への影響を確認している。 杭の打止め管理方法又は現場打杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 場所打杭についてトミ管を30メートル内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 杭頭処理を適正に行っていることが確認できる。 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 杭の種別、長さ及び間隔が工事記録写真等で確認できる。 使用材料の使用量が適正であることが確認できる。 使用材料の品質が確認できる。 その他(理由:
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3・II・品質・基礎工事（地盤改良関係）	<p>「キーワード」</p> <p>サンド・砕石ドレーンが連続した一様な形状に施工された記録により確認できる。</p> <p>ペーパードレーンが計画水深まで破損なく正常に形成され記録により確認できる。</p> <p>サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され記録により確認できる。</p> <p>マットが破損なく施工され、記録により確認できる。</p> <p>ロッドコンパクションの打ち込み記録から、一様な品質の施工が確認できる。</p> <p>深層混合処理の打ち込み記録から、仕様書に定められた事項が確認できる。</p>		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	7項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	6項目該当 a' 評価		施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
	5項目該当 b 評価		事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
4項目該当 b' 評価		改良材のバッチ管理記録が適切に整理されている。	
3項目以下 c 評価		地盤改良の連続性が確認できる。	
		使用材料の使用量が適正であることが確認できる。	
		使用材料の品質が確認できる。	
		その他（理由：	
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3 II 品質・コンクリート構造物（鉄筋）	「キーワード」		鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。（2 t 未満は不要）
	設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。		打設時までの鉄筋の保管管理を適正に行っていることが確認できる。鉄筋の組み立て加工が適正であることが確認できる。鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
	型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。		圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
	施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、パイプレータ機種選定、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）必要時に、コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	12項目以上 a 評価 11項目該当 a' 評価 10項目該当 b 評価 9項目該当 b' 評価 8項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>構造体に悪影響がないコンクリート打設計画を作成し施工している。</p> <p>供試体が当該現場のものであることが確認でき、コンクリートの圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしている。</p> <p>コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>型枠支保工等の仮設計画及び仮設計画がなされており、適正なコンクリート強度を確認後に型枠支保工等を外している。</p> <p>事前に設計図書に基く材料・形状・構造等について確認している。</p> <p>鉄筋の保管管理が適正であり、浮き錆びや付着物及び欠損の有無を確認している。</p> <p>鉄筋の配筋が適正であることが、工事記録写真等で十分確認できる。</p> <p>スペーサーの材質が適正であり、鉄筋のかぶり確保できる適切な配置を行っている。</p> <p>有害なクラックがない。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他（理由：</p>
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3 ・ II ・ 品質・ コンクリート 構造物 (無筋)	「キーワード」		<p>設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。</p> <p>コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。</p> <p>型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。</p> <p>施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、バイブレータ機種選定、養生方法等を適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリートを含む。)</p> <p>必要時に、コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。</p>
	判定(a~e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	8項目以上 a 評価 7項目該当 a' 評価 6項目該当 b 評価 5項目該当 b' 評価 4項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が 該当した場合は除く。)		<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>構造体に悪影響がないコンクリート打設計画を作成し施工している。</p> <p>供試体が当該現場のものであることが確認でき、コンクリートの圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしている。</p> <p>コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>型枠支保工等の仮設計画及び仮設計画がなされており、適正なコンクリート強度を確認後に型枠支保工等を外している。</p> <p>有害なクラックがない。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他(理由:</p>
	1項目でも該当あれば d 評価		<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。</p> <p>監督員が文書で改善指示を行った。</p>
1項目でも該当あれば e 評価		<p>検査員が文書による修補指示を行った。</p> <p>契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>	

3 ・ II ・ 品質 ・ 砂防 構造 物 工 事	「キーワード」		<p>地山との取り合わせが適切に行われている。</p> <p>施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。（2 t 未満は不要）</p> <p>コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。</p> <p>コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。</p> <p>型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。</p> <p>施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、パイプレータ機種選定、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）</p> <p>必要時に、コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	7項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	6項目該当 a' 評価		構造体に悪影響がないコンクリート打設計画を作成し施工している。
	5項目該当 b 評価		型枠支保工等の仮設設計及び仮設計画がなされており、適正なコンクリート強度を確認後に型枠支保工等を外している。
4項目該当 b' 評価		地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。	
3項目以下 c 評価		施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。	
		使用材料の使用量が適正であることが確認できる。	
		使用材料の品質が確認できる。	
		その他（理由：	
	（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）		
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3 ・ II ・ 品質 ・ トンネル 工事	「キーワード」		<p>設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。 鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。（2 t 未満は不要）          コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 打設時までの鉄筋の保管管理を適正に行っていることが確認できる。          コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。 金網の継ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。          逆巻きの場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打ち継ぎ目が同一線上にないことが確認できる。          施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、バイブレーター機種選定、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	1 4項目以上	a 評価	<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。          構造体に悪影響がないコンクリート打設計画を作成し施工している。</p>
	1 3項目該当	a' 評価	<p>供試体が当該現場のものであることが確認でき、コンクリートの圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしている。          型枠支保工等の仮設計画及び仮設計画がなされており、適正なコンクリート強度を確認後に型枠支保工等を外している。</p>
	1 2項目該当	b 評価	<p>鉄筋の保管管理が適正であり、浮き錆びや付着物および欠損の有無を確認している。          鉄筋の配筋が適正であることが、工事記録写真等で十分確認できる。</p>
	1 1項目該当	b' 評価	<p>ロックルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。          レイタンスを取り除き、新旧コンクリートの密着が確認できる。          日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。          コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。          設計仕様に基づいた適正なアーチ構造体としその管理をしていることが確認できる。</p>
	1 0項目以下	c 評価	<p>坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。          使用材料の使用量が適正であることが確認できる。          使用材料の品質が確認できる。</p>
(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)			
1 項目でも該当あれば	d 評価	<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。          監督員が文書で改善指示を行った。</p>	
1 項目でも該当あれば	e 評価	<p>検査員が文書による修補指示を行った。          契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>	



3・II・品質・護岸・根固・水制工事	「キーワード」		<p>杭の打止管理方法又は場所打杭の施工管理方法等が整備され、かつ、記録が確認できる。</p> <p>場所打杭についてトミ管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。</p> <p>裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。</p> <p>溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。</p> <p>ラiserプレートの組み立てにあたって、偏芯と歪が少なくなるよう配慮されている。</p> <p>掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	8項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	7項目該当 a' 評価		施工基面が平坦に仕上げられていることが確認できる。
	6項目該当 b 評価		材料の連結又はかみ合わせが適切であることが確認できる。
5項目該当 b' 評価		材料の充填又は締め固めは十分に行っていることが確認できる。	
4項目以下 c 評価		施工後、適切な養生が確認できる。	
		基礎工、水制工等において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。	
		使用材料の使用量が適正であることが確認できる。	
		使用材料の品質が確認できる。	
		その他（理由：	
		（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）	
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・防護柵工	「キーワード」		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	右記項目該当 c 評価 該当なしは、下記の 項目となる。		防護柵設置要領等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3・II・品質・標識工事	「キーワード」		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	右記項目該当 c 評価 該当なしは、下記の 項目となる。		道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3 ・ II ・ 品質 ・ 区画線 工事	「キーワード」		
	判定(a~e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	1項目でも該当あれば c 評価 (c評価まで) 全項目該当なしは、 下記の項目となる。		視線誘導標設置基準等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 施工時に温度管理をしていることが確認できる。 使用材料の使用量が適正であることが確認できる。 使用材料の品質が確認できる。 その他(理由:
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3・II・品質・舗装工事 (路床・路盤工関係)	<p>「キーワード」          施工に先立ち、CBR値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。</p>		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目該当 b 評価 3項目該当 b' 評価 2項目以下 c 評価		<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。          路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。          材料の充填又は締め固めは十分に行っていることが確認できる。          路床・路盤工のプルーフローリング又は地耐力の確認を行っている。          その他（理由：</p>
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		
	1項目でも該当あれば d 評価		<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。          監督員が文書で改善指示を行った。</p>
1項目でも該当あれば e 評価		<p>検査員が文書による修補指示を行った。          契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>	

3・II・品質・舗装工事（アスファルト舗装）	「キーワード」		
	<p>気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業〔締め固め等〕の配慮が行われている。</p> <p>目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。</p> <p>舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。</p> <p>舗設後、ただちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。</p> <p>設計図書に基く混合物の配合設計及び試験練が行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度適用工事は除く。）</p>		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	8項目以上 a 評価 7項目該当 a' 評価 6項目該当 b 評価 5項目該当 b' 評価 4項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石や切削屑などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>適確な敷き均し及び転圧などの舗設作業が確認できる。</p> <p>アスファルト供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>混合物の温度管理が、プラント出荷時・舗設時等で整理・記録されて確認できる。</p> <p>気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業〔締め固め等〕の配慮が行われている。</p> <p>乳剤の施工が正しく行われている。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他（理由：</p>
	1項目でも該当あれば d 評価		<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。</p> <p>監督員が文書で改善指示を行った。</p>
1項目でも該当あれば e 評価		<p>検査員が文書による修補指示を行った。</p> <p>契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>	

3・II・品質・舗装工事（コンクリート舗装）	「キーワード」		<p>設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。</p> <p>コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>適確な敷き均し及び転圧などの舗設作業が確認できる。</p> <p>タイア、タイバ-等の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、バイブレーター機種選定、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	11項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	10項目該当 a' 評価		舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
	9項目該当 b 評価		施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）
8項目該当 b' 評価		コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
7項目以下 c 評価		コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。	
		コンクリートの圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしている。	
		目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。	
		網筋、タイバー等の保管管理が適正で浮き錆びや付着物及び欠損の有無を確認できる。	
		有害なクラックがない。	
		使用材料の使用量が適正であることが確認できる。	
		使用材料の品質が確認できる。	
		その他（理由：	
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		
	1項目でも該当あれば d 評価	品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
	1項目でも該当あれば e 評価	検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・舗装工事（インターロッキング）	「キーワード」 設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切な規格が確認できる。	
	判定(a～e)	該当
	5項目該当 b 評価 4項目該当 b' 評価 3項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が該当した場合は除く。)	該当
	1項目でも該当あれば d 評価	該当
	1項目でも該当あれば e 評価	該当

[評価対象項目] …原則、全項目対象。

現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。  
 施工基面が、平坦で十分に締め固まった状態であることが確認できる。  
 舗装厚が工事記録で確認できる。  
 使用材料の使用量が適正であることが確認できる。  
 使用材料の品質が確認できる。  
 その他（理由：

品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。  
 監督員が文書で改善指示を行った。

検査員が文書による修補指示を行った。  
 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。



3・II・品質・鋼橋工事（工場製作関係）	「キーワード」		<p>鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。</p> <p>溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。</p> <p>塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）</p> <p>塗料の使用量が、写真等で確実に確認できる。</p> <p>素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	7項目以上	a 評価	現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	6項目該当	a' 評価	製作計画書を作成しそれをもとに製作していることが確認できる。
	5項目該当	b 評価	孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
4項目該当	b' 評価	素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。	
3項目以下	c 評価	作業員の技量及び製作管理が適正であることが確認できる。	
			使用材料の使用量が適正であることが確認できる。
			使用材料の品質が確認できる。
			その他（理由：
			（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）
1項目でも該当あれば	d 評価	品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。	
		監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば	e 評価	検査員が文書による修補指示を行った。	
		契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・鋼橋工事（架設関係）	「キーワード」		<p>ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。</p> <p>ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。</p> <p>支承の据付で、コンクリート面のチャップング及び埋込付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	10項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	9項目該当 a' 評価		接合部の接合状況及び適切な接合が確認できる。
	8項目該当 b 評価		台座又は沓座との接地及び接続を確実にしていることが確認できる。
7項目該当 b' 評価		支承の据付で、コンクリート面のチャップング及び埋込付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。	
6項目以下 c 評価		ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。	
		ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。	
		架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。	
		架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。	
		高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。	
		現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っている。	
		その他（理由：	
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		
	1項目でも該当あれば d 評価	品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
	1項目でも該当あれば e 評価	検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・塗装工事（防食塗装工事を含む）	「キーワード」		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	13項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	12項目該当 a' 評価		施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。
	11項目該当 b 評価		ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
10項目該当 b' 評価	塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）		
9項目以下 c 評価		鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。	
(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		塗膜に有害な付着物がない。	
		重ね塗りの回数が確認できる。	
		塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。	
		膜厚又は引張強度が確認できる。	
		塗料の管理及び保管が適正であることが確認できる。	
		溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。	
		塗料の使用量が写真等で確実に確認できる。	
		使用材料の品質が確認できる。	
		その他（理由：	
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3 II 品質・コンクリート橋工事（PC）	「キーワード」		鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。（2 t 未満は不要）
	設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。		打設時までの鉄筋の保管管理を適正に行っていることが確認できる。
	コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。		鉄筋の組み立て加工が適正であることが確認できる。
	コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。		鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
	型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。		圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、パイプレータ機種選定、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）			
必要時に、コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。			
判定(a～e)	該当	〔評価対象項目〕…原則、全項目対象。	
12項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。	
11項目該当 a' 評価		供試体が当該現場のものであることが確認でき、コンクリートの圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしている。	
10項目該当 b 評価		コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
9項目該当 b' 評価		型枠支保工等の仮設計及び仮設計画がなされており、適正なコンクリート強度を確認後に型枠支保工等を外している。	
8項目以下 c 評価		鉄筋の保管管理が適正であり、浮き錆びや付着物および欠損の有無を確認している。	
		鉄筋の配筋が適正であることが、工事記録写真等で十分確認できる。	
		有害なクラックがない。	
		使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。	
		PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		使用材料の使用量が適正であることが確認できる。	
		使用材料の品質が確認できる。	
		その他（理由：	
	（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）		
	1項目でも該当あれば d 評価	品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
	1項目でも該当あれば e 評価	検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3 II 品質・コンクリート橋工事(RC)	「キーワード」		鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。(2 t 未満は不要)
	設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。		打設時までの鉄筋の保管管理を適正に行っていることが確認できる。
	コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。		鉄筋の組み立て加工が適正であることが確認できる。
	コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。		鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
	型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。		圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、パイプレータ機種選定、養生方法等を適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリートを含む。)		必要時に、コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。	
	判定(a~e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	9項目以上 a 評価 8項目該当 a' 評価 7項目該当 b 評価 6項目該当 b' 評価 5項目以下 c 評価		<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>供試体が当該現場のものであることが確認でき、コンクリートの圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしている。</p> <p>コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>型枠支保工等の仮設計及び仮設計画がなされており、適正なコンクリート強度を確認後に型枠支保工等を外している。</p> <p>鉄筋の保管管理が適正であり、浮き錆びや付着物および欠損の有無を確認している。</p> <p>鉄筋の配筋が適正であることが、工事記録写真等で十分確認できる。</p> <p>有害なクラックがない。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他(理由:</p>
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)		
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3 ・ II ・ 品質 ・ 地すべり 防止工事 (集水井戸工を含む)	「キーワード」		型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。
	設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。		鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。(2 t未満は不要)
	コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。		アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
	コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。		ライフプレートとの組み立てにあたり、偏芯と歪に配慮し施工を行っている。
	集・排水ポンプ工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。		ライフプレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。
施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、パイプレータ機種選定、養生方法等を適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリートを含む。)		必要時に、コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。	
判定(a~e)		該当	[評価対象項目]…原則、全項目対象。
9項目以上 8項目該当 7項目該当 6項目該当 5項目以下	a 評価 a' 評価 b 評価 b' 評価 c 評価		<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>型枠支保工等の仮設計及び仮設計画がなされており、適正なコンクリート強度を確認後に型枠支保工等を外している。</p> <p>基面点検をした基面管理表等で、基面の状態が良好であるか確認できる。</p> <p>地山との取り合わせが適切に行われている。</p> <p>構造体に悪影響がないコンクリート打設計画を作成し施工している。</p> <p>鉄筋の保管管理が適正であり、浮き錆びや付着物および欠損の有無を確認している。</p> <p>鉄筋の配筋が適正であることが、工事記録写真等で十分確認できる。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他(理由:</p>
(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)			
1項目でも該当あれば	d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
1項目でも該当あれば	e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3 ・ II ・ 品質 ・ 植栽 工事	「キーワード」		<p>土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。</p> <p>肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。</p> <p>樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。</p> <p>樹木等の生育に害のあるものは除去されている。</p> <p>余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。</p> <p>芝工等の現場養生が仕様書に従い実施されている。</p> <p>活着管理が適切に行われている。</p>
	判定(a~e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	6項目該当 b 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	5項目該当 b' 評価		植栽に損傷、はちくずれ等が全くなく、生育に必要な処置が行われていることが確認できる。
	4項目以下 c 評価		余剰枝の剪定、整形や活着管理など、必要な手入れが適切に行われている。
(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)			<p>適正な施肥状況が確認できる。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他(理由:</p>
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・公園工事	「キーワード」		
	<p>広場等で表面排水勾配が適切に施工されている。</p> <p>場内舗装の施工方法及び品質確保が適切になされている。</p> <p>維持管理等について十分な配慮がなされていることが確認できる。</p> <p>遊戯施設等の機能と安全性について、設計図等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。</p>		
	判定(a～e)	c	該当
	[評価対象項目] …原則、全項目対象。		
	<p>5項目該当 b 評価</p> <p>4項目該当 b' 評価</p> <p>3項目以下 c 評価</p> <p>(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)</p>		<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>材料の品質及び形状について、設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。</p> <p>構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。</p> <p>使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>使用材料の品質が確認できる。</p> <p>その他（理由：</p>
1項目でも該当あれば d 評価		<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。</p> <p>監督員が文書で改善指示を行った。</p>	
1項目でも該当あれば e 評価		<p>検査員が文書による修補指示を行った。</p> <p>契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>	



3・II・品質・港湾構造物工事（浚渫・床掘関係）	「キーワード」		
	浚渫工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 床掘工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 浮泥を巻き込まないように置き換え材を投入していることが確認できる。 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	右記項目該当 c 評価 該当なしは、下記の項目となる。		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。 その他（理由：
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・港湾構造物工事（本体工）（杭及び矢板、控工関係）	「キーワード」		
	判定(a～e)		該当 [評価対象項目] …原則、全項目対象。
	9項目以上 a 評価 8項目該当 a' 評価 7項目該当 b 評価 6項目該当 b' 評価 5項目以下 c 評価  （ただし、下記項目が該当した場合は除く。）		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。 工事着手前に周辺調査を行って打設方法を計画し、杭への影響を確認している。 杭の打止め管理方法又は現場打杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 杭の種別、長さ及び間隔が工事記録写真等で確認できる。 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されている。 溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。 使用材料の使用量が適正であることが確認できる。 使用材料の品質が確認できる。 その他（理由：
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3 ・ II ・ 品質 ・ 港湾 構造 物工 事（ 本 体 工 ） （ ケ ー ソ ン 据 付 関 係 ）	「キーワード」 サンド・砕石ドレーンが連続した一様な形状に施工された記録により確認できる。 ペーパードレーンが計画水深まで破損なく正常に形成され記録により確認できる。 サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され記録により確認できる。 マットが破損なく施工され、記録により確認できる。 ロッドコンパクションの打ち込み記録から、一様な品質の施工が確認できる。 深層混合処理の打ち込み記録から、仕様書に定められた事項が確認できる。			
	判定(a～e)		該当	
	9項目以上	a 評価		[評価対象項目] …原則、全項目対象。 現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。 ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。 ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されている。 ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じている。 ケーソン注入時の隔壁の水頭差が1 m以内になるように管理されている。 ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されている。 中詰において海上漏出がないように施工されている。 その他（理由：
	8項目該当	a' 評価		
	7項目該当	b 評価		
6項目該当	b' 評価			
5項目以下	c 評価			
	（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）			
1項目でも該当あれば	d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば	e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3 ・ II ・ 品質 ・ 港湾 構造 物工 事（ 本 体 工 ） （ ブ ロ ッ ク 据 付 関 係 ）	「キーワード」		
	杭の打止管理方法又は場所打杭の施工管理方法等が整備され、かつ、記録が確認できる。		
	場所打杭についてトミ管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。		
	裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。		
	溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。		
ライフプレートを組み立てにあたって、偏心と歪が少なくなるよう配慮されている。			
掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。			
判定(a～e)		該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
4項目該当 b 評価 3項目該当 b' 評価 2項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が 該当した場合は除く。)			現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。 ブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている ブロックがゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 その他（理由：
1項目でも該当あれば d 評価			品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
1項目でも該当あれば e 評価			検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3. II. 品質・港湾構造物工事（捨石基礎関係）	「キーワード」		鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。（2 t 未満は不要）
	設計図書に基く配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格が確認できる。		打設時までの鉄筋の保管管理を適正に行っていることが確認できる。
	コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。		鉄筋の組み立て加工が適正であることが確認できる。
	コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。		鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
	型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。		圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
	施工及び気象条件に即した運搬時間、打設投入高さ、パイプレータ機種選定、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）		
必要時に、コンクリート打設時の温度管理、打設後の初期硬化熱の管理及び湿潤養生管理していることが確認できる。			
判定(a～e)	該当	〔評価対象項目〕…原則、全項目対象。	
8項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。	
7項目該当 a' 評価		捨石、被覆及び根固め石は、仕様書に規定された規格を満足している。	
6項目該当 b 評価		捨石、被覆石等の石材は扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されている。	
5項目該当 b' 評価		施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されている。	
4項目以下 c 評価		捨石、被覆及び根固め石が、ゆるみのないよう堅固に施工されたことが水中写真等で確認できる。	
		捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。	
		使用材料の使用量が適正であることが確認できる。	
		使用材料の品質が確認できる。	
		その他（理由：	
	（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）		
1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3・II・品質・港湾構造物工事（付属工関係）	「キーワード」	
	付属工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。	
	判定(a～e)	該当
	4項目該当 b 評価 3項目該当 b' 評価 2項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が該当した場合は除く。)	該当
	1項目でも該当あれば d 評価	該当
1項目でも該当あれば e 評価	該当	

[評価対象項目] …原則、全項目対象。

現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。  
付属工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。  
使用材料の使用量が適正であることが確認できる。  
使用材料の品質が確認できる。  
その他（理由：

品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。  
監督員が文書で改善指示を行った。

検査員が文書による修補指示を行った。  
契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

3 ・ II ・ 品質 ・ 下水道 工事	「キーワード」		<p>材料の保管状況が適切である。</p> <p>管渠布設は事前にやり形を設置し、施工基面の高さをチェックしていることを確認できる。</p> <p>管渠布設は、規定の勾配・基準高さ寸法が確保されている。</p> <p>管渠布設は、安全、かつ、確実な方法で施工している状況が確認できる。</p> <p>インバートの高さ・勾配・寸法が適切に施工されていることが確認できる。</p> <p>矢板引抜きの際に水締め等の適切な措置が施されている。</p>			
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。			
	11項目以上 a 評価	10項目該当 a' 評価	9項目該当 b 評価	8項目該当 b' 評価	7項目以下 c 評価	<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>設計図書に基く材料の規格・材質・寸法が確認できる。</p> <p>材料に傷、汚れ等が全くないことが確認できる。</p> <p>材料が承諾どおりに設置されており、使用材料の使用量が適正であることが確認できる。</p> <p>管渠関係において、安全、かつ、確実な方法で施工している状況が確認できる。</p> <p>管渠(管布設・矩形渠布設・推進)工において目立った屈曲や沈下がない。</p> <p>人孔において、各部材にはクラック等がなく、インバートは形状、勾配等が適正で漏水がない。</p> <p>掘削時の土留め方法や推進時の掘進方法による、周辺地盤への影響が見られない。</p> <p>管渠関係において、漏水又は浸入水が生じないように接合を確実に施工していることが確認できる。</p> <p>足掛金物が確実に設置されている。</p> <p>土工において、復旧又は埋め戻しが適確に施工されていることが確認できる。</p> <p>その他(理由:</p>
	(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)					
	1項目でも該当あれば d 評価					<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。</p> <p>監督員が文書で改善指示を行った。</p>
1項目でも該当あれば e 評価					<p>検査員が文書による修補指示を行った。</p> <p>契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>	

3 ・ II ・ 品質 ・ 水道 工事	「キーワード」		<p>施工に先立ち、試験掘りを実施し、適切な施工計画を立てている。</p> <p>支給材の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>ボルトの締め付け確認が実施され、適切に記録（トルク値）が保管されている。</p> <p>締め固めを適切な条件で施工し、規格値を満足している。</p>
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	8項目以上 a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	7項目該当 a' 評価		全体の布設状況が確認でき、規定の土被りが確保されていることが確認できる。
	6項目該当 b 評価		接続部、曲線部、分岐点等の施工状況および接続が確認でき、適切な処理がされている。
5項目該当 b' 評価		安全、かつ、確実な方法で施工している状況が確認できる。	
4項目以下 c 評価		支給材の保管管理が適正であることが確認できる。	
			ボルトの締め付け確認が実施され、適切に記録（トルク値）が保管されている。
			締め固めを適切な条件で施工し、規格値を満足している。
			通水状態、水密性の確認を行っている。
			その他（理由：
			（ただし、下記項目が該当した場合は除く。）
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。



3 ・ II ・ 品質 ・ 維持 修繕 工事	「キーワード」			
	判定(a～e)	c	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	6項目以上	a 評価		現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。
	5項目該当	a' 評価		安全、かつ、確実な方法で施工している状況が確認できる。
	4項目該当	b 評価		構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
3項目該当	b' 評価	施工後のメンテナンスや修繕サイクル等を勘案した協議・提案等を行っていることが確認できる。		
2項目以下	c 評価	使用材料の使用量が適正であることが確認できる。		
(ただし、下記項目が該当した場合は除く。)			施工後のメンテナンスや修繕サイクル等を勘案した協議・提案等を行っていることが確認できる。 使用材料の品質が確認できる。 その他（理由：	
1項目でも該当あれば	d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。	
1項目でも該当あれば	e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。	

3 ・ II ・ 品質 ・ 管更生 工事	「キーワード」		
	判定(a~e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	10項目該当 b 評価 9項目該当 b' 評価 8項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が 該当した場合は除く。)	該当	<p>現地の状況を検討した施工計画書を作成し、適切な品質管理を行っていることが確認できる。</p> <p>仕様書、特記仕様書等に定められている品質管理が実施されている。</p> <p>材料の品質規格証明書等が整備されている。</p> <p>事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。</p> <p>事前処理により、施工時には支障のないよう適切な措置を施している。</p> <p>仕上がり管体内面には膨れ、しわ、扁平、破損等がなく基準を満足している。</p> <p>人孔管口の仕上がりが良い。</p> <p>取付管口の仕上がりが良い。</p> <p>施工後の管に漏水がなく、土砂、汚物の堆積等がない。</p> <p>硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われている。又、製管材を使用する場合、裏込め材の注入量及び性能の管理が適切に行われている。</p> <p>その他（理由：</p>
	1項目でも該当あれば d 評価	該当	<p>品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。</p> <p>監督員が文書で改善指示を行った。</p>
1項目でも該当あれば e 評価	該当	<p>検査員が文書による修補指示を行った。</p> <p>契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。</p>	

3 ・ II ・ 品質 ・ 上記 以外 の 工事	「キーワード」		
	判定(a～e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	全項目該当 a 評価 項目該当 b 評価 項目以下 c 評価  (ただし、下記項目が 該当した場合は除く。)		施工前に十分な現地調査を行い、設計図書と照査して現地の状況を検討した施工計画書を作成して適切な施工をしていることが確認できる。
	1項目でも該当あれば d 評価		品質が試験項目、規格値等を越えるものがあり、検査員の指摘事項が多かった。 監督員が文書で改善指示を行った。
	1項目でも該当あれば e 評価		検査員が文書による修補指示を行った。 契約約款第17条2項に基づき監督員が破壊検査を行った。

出来ばえ考査項目

3・Ⅲ・出来ばえ	選択	判定(a~e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
		<input type="radio"/> c <input type="radio"/> O <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上記に該当する項目がない (評点：C)
		右記該当あれば e 評価 <input type="radio"/> O <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査員が文書による修補指示を行った。 その他 理由を記入すること
3・Ⅲ・出来ばえ	選択	判定(a~e)	該当	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
		<input type="radio"/> c <input type="radio"/> O <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上記に該当する項目がない (評点：C)
		右記該当あれば e 評価 <input type="radio"/> O <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査員が文書による修補指示を行った。 その他 理由を記入すること
3・Ⅲ・出来ばえ	選択	判定(a~e)	該当	※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。
	上記以外の工事	4項目以上 a 評価 <input type="radio"/> O <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由
		3項目該当 b 評価 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由
		2項目該当 c 評価 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由
		1項目以下 d 評価 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由
		特記する考査事項がなく総合的に普通 c 評価 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		右記該当あれば e 評価 <input type="radio"/> O <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査員が文書による修補指示を行った。 その他 理由を記入すること

土工事（切土工事）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	6項目以上 a 評価 4項目該当 b 評価 3項目該当 c 評価 2項目以下 d 評価	規定された勾配が確保されている。 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 施工面の木根等が確実に施工されている。 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 残土等は適切に処理されている。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
土工事（盛土・築堤等）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	仕上げが良い。 通りが良い。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
法面工事(各種吹付工関係)	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	通りが良い。 植生、吹付等の状態が均一である。 端部処理が良い。 はく離やクラック等がない。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。

3・Ⅲ 出来ばえ・つづき

法面工事（現場打砕工 関係）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	通りが良い。 コンクリート構造物の肌が良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 はく離やクラック等がない。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
基礎工事(杭、基礎構造物、 地盤改良等)	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	3項目以上 a 評価 2項目該当 b 評価 1項目該当 c 評価 該当項目なし d 評価	土工関係の仕上げが良い。 通りが良い。 端部、天端仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	5項目以上 a 評価 4項目該当 b 評価 3項目該当 c 評価 2項目以下 d 評価	コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。

3・Ⅲ 出来ばえ・つくり

護岸・根固・水制工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	3項目以上 a 評価 2項目該当 b 評価 1項目該当 c 評価 該当項目なし d 評価	通りがよい。 材料のかみ合わせがよい、またはクラックがない。 天端、端部の仕上げがよい。 既設構造物とのすりつけがよい。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
防護柵（網）工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	5項目以上 a 評価 4項目該当 b 評価 3項目該当 c 評価 2項目以下 d 評価	通りが良い。 端部処理が良い。 部材表面に傷、錆がない。 既設構造物等とのすりつけが良い。 きめ細やかな施工がなされている。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
標識工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	設置位置に配慮がある。 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 標識板、支柱に変色がない。 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。

区画線工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	塗料の塗布が均一である。 視認性が良い。 接着状態が良い。 施工前の清掃が入念に実施されている。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
舗装工事（路床・路盤工 関係）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	5項目以上 a 評価 4項目該当 b 評価 3項目該当 c 評価 2項目以下 d 評価	不陸がない。 密度が均一である。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 雨水処理が良い。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
舗装工事（各種舗装）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	5項目以上 a 評価 4項目該当 b 評価 3項目該当 c 評価 2項目以下 d 評価	舗装の平坦性が良い。(不陸がない。) 構造物の通りが良い。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 雨水処理が良い。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。



3. Ⅲ 出来ばえ・つづき

鋼橋工事（架設、工場製作 関係）	判定(a～e)		[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価		表面に補修箇所がない。 部材表面に傷、錆がない。 溶接に均一性がある。 塗装に均一性がある。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価		文書による改善指示又は破壊検査を要した。
塗装工事（防食塗装工事を 含む）	判定(a～e)		[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価		塗装の均一性が良い。 細部まできめ細かな施工がされている。 補修箇所がない。 ケレンの施工状況が良好である。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価		文書による改善指示又は破壊検査を要した。
コンクリート橋工事	判定(a～e)		[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	6項目以上 a 評価 4項目該当 b 評価 3項目該当 c 評価 2項目以下 d 評価		コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 支承部の仕上げが良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価		文書による改善指示又は破壊検査を要した。

3・Ⅲ 出来ばえ・つづき

地すべり防止工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	3項目以上 a 評価 2項目該当 b 評価 1項目該当 c 評価 該当項目なし d 評価	地山との取り合いが良い。 天端、端部の仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
植栽工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	樹木の活着状況が良い。 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 支柱の取り付けが堅固である。 芝工、グラウンドカバーの仕上げの状態がよい。 植栽帯の全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
公園工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	施設建造物の肌、通り、収まり等仕上げの状態がよい。 舗装の平坦性が良い。 遊具等の作動が安全でかつ、良好に作動する。 維持管理等の配慮がよい。 全体的な美観が良い
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。

3. Ⅲ 出来ばえ・つづき

港湾構造物工事（浚渫・ 床掘関係）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。 施工管理記録から不可視部分の出来ばえ状態がうかがえる。
	1項目該当 c 評価 該当項目なし d 評価	
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
港湾構造物工事（本体工）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。 コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。
	5項目以上 a 評価 4項目該当 b 評価 3項目該当 c 評価 2項目以下 d 評価	
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
港湾構造物工事（捨石 基礎関係）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。 土工関係の仕上げが良い。 通りが良い。 端部、天端仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
	3項目以上 a 評価 2項目該当 b 評価 1項目該当 c 評価 該当項目なし d 評価	
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。

3・Ⅲ 出来ばえ・つくり

港湾構造物工事（付属工関係）	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価	通りが良い。 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 構造物の表面及び端部の仕上げがよい。 きめ細かな施工がなされている。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
下水道工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	8項目以上 a 評価 6項目該当 b 評価 4項目該当 c 評価 3項目以下 d 評価	管の通りが良い。 材料のかみ合わせが良い。 漏水がない。 傷やクラックがない。 仕上げが良い。 端部処理が良い。 全体的に美観が良い。 既設構造物との摺り付けがよい。 埋戻し及び路面復旧の状態がよい。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。
水道工事	判定(a～e)	[評価対象項目] …原則、全項目対象。
	3項目以上 a 評価 2項目該当 b 評価 1項目該当 c 評価 該当項目なし d 評価	鉄蓋類の路面との摺り付けがよい。 弁室内等のずれ、浮き、クラックがない。 端部処理が良い。 全体的に美観が良い。
	右記該当あれば e 評価	文書による改善指示又は破壊検査を要した。

3. Ⅲ 出来ばえ・つづき

維持修繕工事	判定(a～e)		〔評価対象項目〕…原則、全項目対象。
	3項目以上 a 評価 2項目該当 b 評価 1項目該当 c 評価 該当項目なし d 評価		小構造物等にも細心の注意が払われている。 きめ細かな施工がなされている。 既設構造物とのすりつけが良い。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価		文書による改善指示又は破壊検査を要した。
上記以外の工事	判定(a～e)		※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。
	4項目以上 a 評価 3項目該当 b 評価 2項目該当 c 評価 1項目以下 d 評価		理由 理由 理由 理由 理由
	右記該当あれば e 評価		文書による改善指示又は破壊検査を要した。
管更生工事	判定(a～e)		〔評価対象項目〕…原則、全項目対象。
	6項目以上 a 評価 5項目該当 b 評価 4項目該当 c 評価 3項目以下 d 評価		通りが良い。 仕上げが良い。 漏水がない。 材料のかみ合わせが良い。 傷やクラックがない。 端部処理が良い。 全体的な美観が良い。
	右記該当あれば e 評価		文書による改善指示又は破壊検査を要した。

7・法令遵守等	減点評点 (0～-3)	
	0 点	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 契約約款第7条の2（下請負人等の選定）により下請契約等の解除を要請された。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 発注者より、注意義務の不足により暴力団関係業者と結んだ下請契約等について解除を要請された。</p>		